

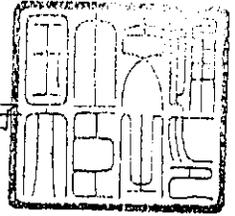


認 定 書

国住指第2209号
平成14年5月17日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号の二並びに同法施行令第107条の2第一号、第二号及び第三号(外壁(耐力壁):各45分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045BE-9227

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

強化せっこうボード裏張/木造・鉄骨造外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り